

五	四	三	二	一	行	平	省	○
方 募 法 入 決 定 の 方	發 行 方 法	用 振 等 替 法 項 の 適 法	振 の 條 律 及 び 根 基 規 定	發 行 行 法 及 び 根 基 規 定	名 稱 及 び 記	成 二 十 三 年 十 四 年 一 月 十 一 日	利 債 件 等 次 年 的 と お り 告 示 第 五 条 第 十 八 号	財 務 省 告 示 第 三 十 号 一 二 月 九 日

割さ各札じるる利振の以律社条九特回三第第第十六利
 りい申に。数利回替適下(平成十三年法律第七十五号)債第年別~回二十八年六回付
 当も込よを值回り機用「振替株式等の振替に關する法律」
 てのみる競をり格関を(昭和五十七年大蔵省令第十三号)付
 るかの発争いに差は受(昭和五十七年大蔵省令第十一号)付
 。らう行にう応(昭和五十七年大蔵省令第十八号)付
 そち付。募第本る(昭和五十七年大蔵省令第十九号)付
 の利し次し十銀も(昭和五十七年大蔵省令第二十号)付
 応回て号た七行の(昭和五十七年大蔵省令第二十一号)付
 募り行に者号とと(昭和五十七年大蔵省令第二十二号)付
 額格わおがにすし(昭和五十七年大蔵省令第二十三号)付
 を差れい加規る、の(昭和五十七年大蔵省令第二十四号)付
 順の順の規定。そ(昭和五十七年大蔵省令第二十五号)付
 次小入同すすの定。

財務大臣 安住淳

十 一	十 二	九 八	七 六
發 行 行 價 格	額 單 位 日 期	振 替 單 位 面 金 額	払 込 金 額
の経利 払過 込利 み子率			
(一) (二)			
に係る所時得意税おがい源て、泉徴そ取のされ利子	式は別表に号に、募表による払入の規り込決と定算金定おり。債象象の國國かまが、額債債らで発零面の第の行。)金利前十経日／額利号過と365	百發平す額の振 し円行成るの記替 たに対二。整載法 金つ象十数又の規 額き国十三倍は規 '債年三の記定 次ご十金録に のと二額はよ 算に月に、る 式、九よ最振 に額日る低替 よ面も額口 り金の面座 算額と金簿	五九三額 万万千面 円千二訳金 円百額 八百額 八十表二 八千額 八億と九 五百百 千九十九 三百五 七十五 七十

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

十八

十十
七六五

払元利象各準入償償
場利回国発と札還還
所金り債行すの金期
支の対る基額限

日單れ店本平額（
本利た頭証成面別
銀利各売券二金表
行回発買業十額の
り行參協三百と
と對考会年円お
す象統が十にり
る国計發二つ）
。債値表月き
の表し六百
平にた日円
均掲公付
債載社で
のさ債日

十四

利子

す日日う算と発第
るにに。式し行十控得は出に住時額金にの口る
期支當たに、對号除税外しは者にへ額よに座も
日払ただよ各象にすの國た、又おたにりつにの
にうるしり支國規る税法金前はいだ百算い記と
つへと、算払債定こ率人額記外てし分出て載し
い次き支出期のすとをがに（一）國取、のしは又て
号は払しに支るが乗適當の法得当二た、は振
同に、期たお払發でじ用該算人す該十金前記替
じおそが金い期行きたを非式でる國を額記録口
（一）の銀額てを日る金受居にあ者債乗か（一）さ座
（一）て翌行を、支後（一）額け住よるがをじらのれ簿
規當休支次払の（一）る者り場非發た當算る中
定業業払の期各（一）を所又算合居行金該式もの

各發行對象國債の額面金額×各發行
100×1/2

十九

入札参加者

財務大臣から通知を受けた者

二十

払込期日

平成二十三年十二月九日

(別表)

利率(年)

償還期限

発額面行金額

利 第三付 十 年 庫 回 債 券	利 第三付 十 年 庫 回 債 券	利 第三付 十 年 庫 回 債 券	利 第三付 八 十 国 回 債 券	利 第三付 七 十 国 回 債 券	利 第三付 五 十 国 回 債 券	利 第三付 四 十 国 回 債 券	利 回 第二付 百 十 国 二 年 庫 十 債 六 券	利 回 第二付 百 十 国 二 年 庫 十 債 五 券	利 第二付 百 十 国 十 年 庫 六 債 回 券	名 称 及 び 記 号
二 ・ 五 %	二 ・ 四 %	二 ・ 〇 %	一 ・ 八 %	二 ・ 三 %	二 ・ 二 %	二 ・ 九 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 二 %	二 ・ 二 %	利 率 (年)
日 年 平 六 成 月 四 二 十 六	日 年 平 三 成 月 四 二 十 六	十 年 平 日 十 成 二 四 月 十 二 五	十 年 平 二十 成 日 一 四 月 十 二 四	日 年 平 五 成 月 四 二十 十四	日 年 平 五 成 月 四 二十 十三	十 年 平 日 十 成 一 四 月 十 二 二	日 年 平 三 成 月 四 二十 十三	日 年 平 三 成 月 四 二十 十三	日 年 平 三 成 月 四 二十 十二	償 還 期 限
億 六 円 百 四 十 二	五 百 二 億 円	億 二 円 百 三 十 九	五 十 億 円	億 二 円 百 三 十 五	五 十 七 億 円	百 十 億 円	九 十 億 円	十 九 億 円	二 十 五 億 円	発 額 面 行 金 額 (額)

利 第三付 三十国 十年庫 二 ^一 債 回券)	利 第三付 二十国 十年庫 五 ^一 債 回券)	利 第三付 二十国 十年庫 三 ^一 債 回券)	利 第三付 二十国 十年庫 一 ^一 債 回券)	利 第三付 二十国 八年庫 回 ^一 債 券)	利 第三付 二十国 十年庫 回 ^一 債 券)	利 第三付 十十国 七年庫 回 ^一 債 券)	利 第三付 十十国 七年庫 回 ^一 債 券)
二 · 三 %	二 · 三 %	二 · 五 %	二 · 三 %	二 · 五 %	二 · 三 %	二 · 四 %	二 · 四 %
日年平 三成 月五 二十 十二	十年平 日十成 二四 月十 二八	日年平 六成 月四 二十 十八	十年平 日十成 二四 月十 二七	日年平 九成 月四 二十 十七	日年平 三成 月四 二十 十七	日年平 三成 月四 二十 十七	十年平 日十成 二四 月十 二六
二百一 億円	三百二 億円	百億 円	百十二 億円	三十億 円	百六十 億円	億三 円百 九十一	